

## 生活習慣病管理料

令和6年度の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる診療報酬が大幅に変更となりました。高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されていた患者様は、6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わる方がおります。患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した『計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。初回時に『計画書』への患者様の署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。